

(総則)

第1条 追手門学院大学将軍山会館規程第6条に基づき、追手門学院大学将軍山会館(以下「会館」という。)の利用に関し、この規程を定める。

(利用資格者)

第2条 会館を利用できる者は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 追手門学院大学の卒業生
- (2) 追手門学院大学の学部学生及び追手門学院大学大学院の大学院生(研究生、聴講生、科目等履修生等を含む。)
- (3) 前号の保護者、保証人又はこれに代わる者
- (4) 追手門学院の教職員(非常勤、名誉教授等を含む。)
- (5) 将軍山会館館長又は総務課長が許可した者

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は閉館の30分前までとする。なお、将軍山会館館長又は総務課長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次に掲げる各号のとおりとする。ただし、将軍山会館館長又は総務課長が必要と認めた場合は、休館日に開館し、これ以外に臨時休館することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学院創立記念日(5月29日)
- (4) 夏期休暇中の休業日
- (5) 冬期休暇中の休業日
- (6) 展示替等に要する期間
- (7) その他別に定めた日

(利用申請)

第5条 会館の一区画を専有的に利用しようとする者は、所定の利用願書を使用日の前々日までに総務課に提出し、総務課長の許可を得なければならない。

2 将軍山会行事の利用は、他の利用に優先することがある。

(注意事項)

第6条 会館の施設を利用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 火気を使用しないこと
- (2) 利用願書に記載された目的以外で使用しないこと
- (3) 利用後は、室内の清掃を行い備品を原状に戻しておくこと
- (4) 設備の改変及び備品の移動を行わないこと
- (5) 所定の場所以外で、掲示その他これに類するものを行わないこと
- (6) 喫煙、飲酒をしないこと
- (7) 展示室に飲食物を持ち込まないこと
- (8) 会館内では音が発生する履き物(下駄、スパイク等に類するもの)を着用しないこと
- (9) 物品等の販売及び寄付等を集めないこと
- (10) 凶器、危険物等を持ち込まないこと
- (11) 喧騒にわたる行為をしないこと

2 前項の注意事項を守らない場合は、利用を停止することがある。

(備品の利用)

第7条 会館の備品類を利用しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより総務課に願い出、総務課長の許可を得なければならない。

(利用上の責任)

第8条 利用者が、故意又は過失により設備及び備品等を汚損又は紛失したときは、その損害額を弁償しなければならない。ただし、事情により、将軍山会館館長又は総務課長はその額を減免することがある。

(利用上の管理)

第9条 会館は、総務課が管理する。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、総務課が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、大学と将軍山会にて協議を行い、これを定める。ただし、会館の利用に関する軽微な事項については、総務課長と将軍山会会長の合意により決定する。

附 則

この規程は、2008年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年8月1日から施行する。